

必ずご確認ください



放課後等デイサービスとは

就学中の**障害児**に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と連携し障害児の自立を促進するとともに、放課後などにおける支援を促進します。

フローチャート

- 身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童または、これらに準じる児童ですか？
- 特別支援学校に在籍する児童ですか？

はい → **申請可能**

申請時に以下のいずれかの書類が必要
●各種手帳
●医師の意見書
●特別支援学校在籍証明
(※教育委員会からの情報提供に同意した場合は提出不要)

- 特別支援学級に在籍する児童ですか？

はい → **申請可能**

申請時に以下のいずれかの書類が必要
●特別支援学級在籍証明
(※教育委員会からの情報提供に同意した場合は提出不要)
●医師の意見書

- 通級による指導を受けている児童、通常学級に在籍する児童

医師の診断や医療機関などによる発達検査を受け、サービスの利用が必要と認められましたか？

はい → **申請可能**

申請時に以下のいずれかの書類が必要
●医師の意見書
●発達検査の結果（医療機関など）

いいえ

いいえ

いいえ

はい → **申請不可**

基準支給量
10～15日／月
上限支給量
各月の日数－8日／月

基準支給量
5～10日／月
上限支給量
15日／月

基準支給量
5日／月
上限支給量
10日／月

※必要書類の医師意見書（市の指定様式あり）、発達検査の結果については新規申請時、更新申請時（4年生進級時、中学校入学時、高校入学時）、支給量変更時（増加の場合）などに提出が必要となります。（おおむね1年以内のもの）

※支給の要否および支給量に疑義がある場合は専門職などによる審査会において決定します。

※決定支給量を超えて利用した場合は、自己負担となります。

※児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行は新規申請になりますので申請書は郵送いたしません。
就学後に放課後等デイサービスを利用する場合は必要書類をご持参の上、市役所窓口で申請をお願いします。

【お問い合わせ先】
日置市役所福祉課障害給付係
電話：099-248-9416